

議第21号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(報告及び検査)

第13条 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、センターの使用に関し、使用者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

別表第2 フィットネスルームの項の次に次の1項を加える。

ギ ャ ラ リ ー ス ペ ー ス	33,000	
		54,000

別表第2 備考4を同備考7とし、同備考3を同備考6とし、同備考2の次に次のように加える。

4 ギャラリースペースの使用に伴う物品の販売を行う場合のギャラリースペースの使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 ギャラリースペースの利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合において、(1)の額が(2)の額を超えるときの利用料は、(1)の額とする。

(1) その利用期間中の入場料の収入額の10分の1に相当する額

(2) この表のギャラリースペースの利用料の額（4の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）にその利用日数を乗じて得た額

別表第2備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 ギャラリースペースにあつては、午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時までの区分により利用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他ギャラリースペースを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

ギャラリースペースの利用料を定める必要があるので提案する。